

令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の住宅用自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入を支援することで、再生可能エネルギーの利用促進を図り、家庭からの二酸化炭素排出量の削減に繋げ、もってゼロカーボンシティの推進に寄与するために、令和8年度予算の1,500万円までの範囲内において、弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）、令和8年度青森県住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）及び弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備をいう。
- (2) 蓄電池 充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供する戸建ての家屋をいう。ただし、併用住宅及び借家等は除く。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）を市内に所有する者又は所有しようとする者であつて、対象住宅に自ら居住している者又は第10条に規定する実績報告書の提出までに対象住宅への居住を開始する予定の者
- (2) 令和5年度から令和7年度までにおいて納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険料を滞納していない者

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるところとする。ただし、蓄電池のみを導入する場合は、補助金の交付の対象としない。

2 補助金の交付は、一の補助事業者につき1回に限り、行うものとする。

(交付の申請等)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付申請書・別紙（事業計画）（第1号様式別紙）
- (2) 設備容量等が分かる書類（カタログ・仕様書等）
- (3) 補助事業に要する費用に係る見積書（2者以上の業者から徴取したもの）
- (4) 太陽光発電設備に係る発電量及び自家消費量に係る根拠書類

- (5) 対象住宅の外観及び工事箇所の施工前の写真
 - (6) 登記事項証明書又は売買契約書等の対象住宅の所有に係る書類
 - (7) 住民票の写し
- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 4 原則、補助金の交付の決定前に事業着手（契約又は工事の着手をいう。）をしてはならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定前において、早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金事前着手届（第2号様式）を県が設置するコールセンター（以下「コールセンター」という。）への電子申請又は郵送により市長に提出しなければならない。ただし、令和8年4月1日以降の事業着手に限るものとする。
- 6 第1項の申請書は、令和8年12月28日までに、コールセンターへの電子申請又は郵送により市長に提出するものとする。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業変更承認〔及び補助金追加交付〕申請書（第3号様式）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて、コールセンターへの電子申請又は郵送により市長に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、軽微な変更届（第4号様式）をコールセンターへの電子申請又は郵送により市長に届け出ること。
 - ア 連絡先の変更
 - イ その他市長が軽微な変更と認める事項
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）をコールセンターへの電子申請又は郵送により市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの期間保管しておくこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得等財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図ること。
- (5) 取得等財産について、財産管理台帳（第6号様式）その他関係書類を法定耐用年数を経過するまでの期間整備保管すること。
- (6) 取得等財産を市長の承認を得て処分したことにより収入があったときは、市長の定めるところにより当該収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (7) 導入した自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (8) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (9) 補助事業の実施により、他の権利者等との間で紛争が生じたときは、補助事業者が責任を持って解決すること。

(交付決定)

第7条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書(第7号様式)とする。

(変更交付決定)

第8条 市長は、第6条第1号の規定による申請を承認するときは、令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金変更交付決定通知書(第8号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金実績報告書(第9号様式)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事箇所の施工後の写真
- (2) 補助事業に係る契約行為を行ったことが分かる書類
- (3) 補助事業に係る支払いを確認できる書類
- (4) 住民票の写し(申請時から住民票の内容に変更があった場合に限る。)
- (5) 財産管理台帳(第6号様式)

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書は、補助事業が完了した日(第6条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い日までに、コールセンターへの電子申請又は郵送により市長に提出するものとする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付額確定通知書(第10号様式)とする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金請求書(第11号様式)をコールセンターへの電子申請又は郵送により市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

(決定の取消等)

第13条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 関係法令並びに国交付要綱、国実施要領、県交付要綱及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の期限は、返還を命じた日から20日以内とする。

(代理申請者)

第14条 補助金の交付の申請を受けようとする者(以下「申請者」という。)又は補助事業者は、第5条

及び第6条の規定による申請書並びに第10条による実績報告書の提出について、補助対象設備を販売・施工する者（以下「代理申請者」という。）に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

- 2 代理申請者に手続の代行を依頼する場合は、令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金委任状（第12号様式）をコールセンターへの電子申請又は郵送により市長に提出しなければならない。
- 3 代理申請者は、第1項の規定により依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて知り得た申請者及び補助事業者に関する情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従って取り扱うものとする。
- 4 市長は、代理申請者が偽りその他不正の手段により第1項の手続を行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないこととする。

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者は、取得等財産を、法定耐用年数を経過するまでの期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）する場合において、その取得金額又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、市長の承認を得て取得等財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、当該取得等財産の処分を行おうとする日の30日前までに令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金財産処分承認申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用状況の報告）

第16条 補助事業者は、12か月分の太陽光発電設備の利用状況（発電電力量、自家消費率及び売電量）について、令和8年度弘前市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費太陽光発電自家消費率報告書（第14号様式）により市長に報告しなければならない。

（暴力団排除等に関する誓約及び同意）

第17条 補助事業者及び代理申請者は、別紙「暴力団排除等に関する誓約及び同意事項」の全てについて誓約したうえで申請しなければならないが、交付申請書の提出をもってその内容に同意したものとする。

（その他事項）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度の補助事業について適用する。

暴力団排除等に関する誓約及び同意事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の内容について誓約及び同意いたします。この誓約及び同意が虚偽であり、又はこの誓約及び同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））、又は組合等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる中小企業者、風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるものに該当しません。
- (6) 県民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納はありません。
- (7) 本補助金の申請内容全てに虚偽はありません。また、過去に補助金等の不正使用等事案がありません。
- (8) 同一内容で国・県・市町村等から助成を受けていません。
- (9) 補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者立ち合いのもと事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降を含む）や補助金の受給者に対し現地調査等を実施することに同意します。
- (10) 指導・助言を行う専門家等に対し、ヒアリングや現地調査を行うことに同意します。

別表（第4条関係）

補助事業	太陽光発電設備導入	蓄電池導入
	<p>対象住宅に自家消費型太陽光発電設備（PPA及びリースによるものを除く。以下同じ。）を導入する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2ア（ア）の表交付要件の項に定める要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力等の計測器が設置されること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 4 導入する設備が、住宅の屋根に設置されるものであること。 5 導入する設備が、建材一体型太陽光発電設備（太陽光発電設備のみ明確に切り分けることができる場合を除く。）及びソーラーカーポートではないこと。 6 導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。 7 導入する設備が、中古設備でないこと。 8 設備の導入に当たっては、複数社の見積を比較するなど、適正な価格で調達すること。 9 導入する設備の設置及び工事費の支払いを令和9年1月29日までに完了するものであること。 	<p>自家消費型太陽光発電設備の付帯設備として対象住宅に設置される蓄電池（蓄電容量が20kWh未満で、かつPPA及びリースによるものを除く。以下同じ。）を導入する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2ア（ア）の表交付要件の項に定める要件を満たすこと。 2 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 3 導入する蓄電池は、商用化され、導入実績があるものであること。 4 導入する蓄電池が、中古設備でないこと。 5 蓄電池の導入に当たっては、複数社の見積を比較するなど、適正な価格で調達すること。 6 導入する蓄電池の設置及び工事費の支払いを令和9年1月29日までに完了するものであること。
補助対象経費	補助事業の実施に要する経費のうち、国実施要領別表第1に掲げる費目に該当するもの（消費税及び地方消費税を除く。）	
補助金の額	補助対象経費の実支出額、導入する設備の発電容量の合計に50,000円/kW（工事費込み・地方税及び地方消費税を除く。）を乗じて得た額又は250,000円のいずれか低い額（当該低い額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以内の額	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める額
		<ol style="list-style-type: none"> 1 導入する蓄電池の蓄電容量が141,000円/kWh（工事費込み・地方税及び地方消費税を除く。以下同じ。）以下の場合 補助対象経費の実支出額の1/3に相当する額又は350,000円のいずれか低い額（当該低い額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以内の額

		<p>2 導入する蓄電池の蓄電容量が141,000円/kWhを超える場合</p> <p>補助対象経費の実支出額の1/3に相当する額、蓄電容量に141,000円/kWhを乗じた額の1/3に相当する額又は350,000円のいずれか低い額 (当該低い額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額) 以内の額</p>
--	--	--